平成２７年（フ）第１０９号
富山県高岡市能町南３丁目22番地
破産者　有限会社明交
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５４６号
福岡県大野城市中３丁目５番31号
破産者　有限会社ハッピーオートサービス
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４３号
栃木県佐野市吉水町720番地４　ユーミーピアズ404、前住所群馬県前橋市敷島町241番地15
破産者　萩原　　尚
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８０号
栃木県宇都宮市芦沼町2246番地２　ＰＡＬハイツ101号室
破産者　田村　留一
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５号
群馬県桐生市菱町４丁目2364番地の１
破産者　株式会社フィーリンク
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第１０号
群馬県桐生市梅田町２丁目420番地１
破産者　有限会社サイグン化学
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第６０号
新潟県上越市大潟区渋柿浜798番地の２
破産者　有限会社カービューティ，ミック
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２９号
岐阜県高山市松之木町3603番地の２
破産者　有限会社稲勝組
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
岐阜県安八郡輪之内町四郷字新開287番地
破産者　加賀縫製株式会社
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４５１号
（最後の住所）岡山市東区豊田220番地36
破産者　亡小椋敬夫相続財産
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５２号
岡山市中区福泊287番地30　北棟、旧住所岡山市東区豊田220番地36
破産者　小椋　**康**子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４１８号
相模原市中央区共和１丁目15番８号
破産者　アーバンアルック有限会社
1　決定年月日　平成28年７月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９５号
宮城県石巻市南中里３丁目４番２号　日本生命石巻荘201号、開始決定時の住所栃木県日光市倉ケ崎新田112番地
破産者　勝俣　歩美（開始決定時の氏名齋藤歩美）
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８５号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地（尾崎団地Ｃ６棟　6041）
破産者　丸伊製材こと　山口　　貢
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１５１号
岐阜県瑞穂市田之上867番地１
破産者　株式会社まんだら舎
1　決定年月日　平成28年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８１号
横浜市鶴見区豊岡町２番２号
破産者　有限会社三条コーポレーション
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目25番地の７－101号
破産者　株式会社画廊たくら
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６８号
兵庫県淡路市佐野608番地の１
破産者　幸盛海運株式会社
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
宮崎県都城市都北町5275番地１
破産者　都城茶商工業協同組合
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第４１号
大阪市浪速区元町１丁目５番７号
破産者　スカラーハイタッチ株式会社
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係